一般購入約款（サービス）
（2018年1月）

前文

1. この一般購入約款（サービス）（「**GCS**」）は、アルファ・ラバル・グループ内の事業体（「**発注者**」）と本サービスのプロバイダ（「**受注者**」）との間の各サービス契約（「**サービス契約**」）に基づく本サービスの提供に適用され、GCSは、両当事者が書面による別段の合意をしていない限り、サービス契約に基づく又は独立した、本部品を含む本サービスの注文（「**注文書**」）にも適用されるものとする。本サービスに関するサービス契約又は注文書（このGCSを含む。）を以下「**本契約**」という。

2. 矛盾又は不一致がある場合には、本契約を構成する文書は、優先順位の高いものから、注文書、サービス契約（該当する場合）、このGCSの順で解釈されるものとする。本契約は、両当事者の完全な合意を含み、本契約の内容に関する両当事者間の書面及び口頭によるすべての従前の合意及び了解に優先する。受注者が提示する条件は、発注者が書面により明示的に承諾した限りにおいて適用されるものとする。

定義

3. このGCS中のその他の定義語のほか、以下の用語及び表現は、このGCSにおいては以下の意味を有する。

関連会社	ある当事者について、当該当事者を支配している、当該当事者により支配される又は当該当事者と共通の支配下にある事業体をいう。「支配」とは、当該事業体の議決権付株式又はその他の持分の少なくとも50パーセント以上を支配していることをいう。
秘密情報	開示の際に秘密であるものとして明確に指定されるか否かを問わず、本契約に関して受注者若しくはその関連会社により又は発注者若しくはその関連会社のために開示される情報又は資料（商業的な性質を有するか又は技術的な性質を有するかを問わない。）をいう（但し、当該情報が既に公知である場合又は受注者が、制限を受けない者から当該情報を受領したことが書面による記録により証明される場合を除く。）。秘密情報には、本契約の存在に関する情報も含むものとする。
不可抗力	両当事者が制御できない事象のうち、予見可能性、回避可能性及び／又は解決可能性がなく、本契約を承諾した時点では認識されておらず、かつ、いずれかの当事者による履行を妨げるもののすべてをいう。受注者及び／又はその業務委託先若しくは代理人のみに関係するストライキ、ロックアウトその他の争議行為又は紛争は、不可抗力事由とみなさない。
本部品	本契約に基づき受注者が引き渡したすべての構成部分、部品、予備部品製品、図面、文書、梱包材及び消耗品をいう。

本契約の範囲

4. 本契約の範囲には、本契約に規定され又は本契約により含意される受注者による本サービスの実施が含まれる。

範囲の変更

5. 発注者は、合理的な事前の通知を行うことにより、本サービスの提供のタイムスケジュールを変更する権利を留保する。受注者は、かかる変更に関して補償を受ける権利を有しない。

6. 発注者は、本サービス又はその一部の変更又は取消しを要求することができる。この場合、発注者は、受注者が負担したことが立証される合理的な実費及び経費のうち、本サービスの変更又は取消しに直接関係するものを受注者に払い戻す。受注者は、受注者が払戻しを請求する実費及び経費を負担したことを証明する、発注者が納得するに足る文書による証拠を提示する。

7. 受注者は、本サービス又は本部品の変更を、事前に買主の書面による承諾を得ることなく実施することはできない。

価格及び支払い

8. 本契約に別段の規定がない限り、本サービス及び本部品の価格は(i) 固定価格であり、一方的な価格変更は認められず、(ii) 付加価値税を含まないが、該当するすべての公租公課を含みに支払わなければならない。）、(iii) 受注者の費用及び料金をすべて含んでいる。

9. 本契約において別段の合意がされない限り、請求書には、発注者の要請に応じた事項が記載される。

10. 両当事者が書面により別段合意する場合を除き、請求書は、配達月の満了から90日以内に支払われるものとする。

11. 支払いの送金は、履行、提供若しくは引渡し又は請求金額の承認を意味しないものとする。

立ち入り条件、安全、資格

12. 発注者は、受注者に対し、合意された時間帯における履行のための現場への立ち入りを許可する。発注者は、本契約に明記された、受注者が本サービスを履行するための機器、工具、ユーティリティ、施設、リソース及び備品を受注者に提供する。本サービスを履行するために必要な他のすべての機器、工具、ユーティリティ、施設、リソース及び備品は、受注者の責任とし、本契約の範囲に含まれるものとみなされる。

13. 受注者は、現場で本サービスを履行する際に、受注者が発注者の安全規則及び安全上の指導を遵守し、かつ、受注者の従業員及び業務委託先がこれらを遵守することを約束する。受注者は、本サービスの着手前に、受注者の従業員及び業務委託先が、本サービスが実施される場所で有効な発注者の安全規則及び安全経路並びに本サービスの履行に伴い得る特別な危険について告知されていることを約束する。

14. 受注者は、その従業員が本サービスを履行するために必要な資格及び認証を備えていることを約束する。受注者は、発注者が要請した場合、安全規則及び安全上の指導に従わない又はその他不適切な行為が認められると発注者が判断する従業員を本サービスの履行から除外する。

提供／引渡し

15. 合意された提供時期及び引渡時期の受注者による遵守は、本契約の核心部分である。本サービスの提供は、本契約で合意されたタイムスケジュールに従って行われる。

16. 本契約により別段合意する場合を除き、受注者は、発注者の製造現場にてインコタームズ2010（その後の改定を含む。）に定義されるFCA（運送人渡し）条件で本部品を引き渡す。

履行及び引渡しの遅延

17. 受注者は、本サービスの履行及び／又は本部品の引渡しの遅延が生じる可能性があると信じるに足る理由がある場合には、直ちに発注者に対し通知し、その後、当該遅延の理由、予想されるその継続期間及び自らが企図するその是正措置を記載した書面によりかかる遅延を確認する

18. 受注者が合意された時点に本サービスを実施しない場合又は本部品を引き渡さない場合で、当該遅延が発注者又は不可抗力によるものでないときは、次の各規定が適用される。

Classified by Alfa Laval as: Business

(a) 本サービスが遅延した場合、発注者は、受注者が本サービスを実施すべき最終期間を定め、受注者が当該期間内に本サービスを実施しなかったときは、発注者は、本サービスを自ら実施し又は第三者に本サービスを実施させることができ、この場合、受注者は、かかる本サービスのために発注者が負担したすべての追加費用を発注者に払い戻し、受注者が履行しなかったかかる本サービスに相当する金額を発注者に返金する。

(b) 本部品の引渡しが遅延した場合は、第19条が適用される。

19. 発注者は、本部品の引渡しが遅延した場合、遅延の週始め毎につき本部品の価格の1%に相当し、最大で価格の10%を上限とする予定損害賠償を請求する権利を有する。両当事者は、固定された金額が発注者の実際の損害額の公正かつ合理的な予測であり、違約金とはみなされないことに合意する。受注者は、かかる予定損害賠償額を、受注者のかかる通知から14日以内に発注者に支払う。

本部品の梱包及びマーキング

20. 受注者は、本部品のマーキング及び梱包が関連するすべての法令、規制及び業界基準並びに発注者の指図に準拠していることを保証するものとする。

危険及び所有権の移転

21. 本部品の危険は、第16条に規定する合意されたインコタームズに基づき発注者に移転するものとする。本部品の所有権は、その時点で発注者に移転するものとする。

本サービスに関する保証

22. 受注者は、本サービスが以下に従って履行されることを保証する。(a) 慣例上認められた優れた専門的及び技術的慣行が必要とし、かつ発注者が受注者に合理的に期待する技能及び注意に準拠していること、(b) 本サービスの結果に瑕疵がなく、かつ本契約の要件に従っていること、並びに(c) 法律、規則及び規制を遵守していること。

23. 受注者は、本契約に基づく保証義務に適合しない本サービスについて、発注者が瑕疵の疑いについて提供後の合理的な期間内に受注者に通知した場合、本サービスを再履行するものとする。この救済措置は、本契約又は準拠法に基づき利用可能な他の救済措置を損なうものではない。

24. 受注者の提供した本サービスに関する瑕疵についての責任は、本サービスの履行から24ヶ月以内に生じた瑕疵に限定される。

25. 受注者が第23条に基づく義務を、当該瑕疵の性質を考慮した合理的な期間内に履行しない場合、発注者は受注者に対し書面でその旨を通知したうえで、自ら又は第三者を雇用して必要な救済措置を行うことができ、その際に要したリスク及び合理的な費用は受注者の負担とする。

26. 本サービスにおける瑕疵が損害を引き起こすおそれがある場合、発注者はそのような損害を防止又は軽減するために必要な即時の措置を講じるものとする。受注者は、発注者がこれらの措置を講じる際に要した必要な費用を発注者に払い戻すものとする。

本部品に関する保証

27. 受注者は、本部品（及びその各構成部品）について、以下のことを保証する。

(a) 設計、材質及び仕上がりにおいて瑕疵がないこと。

(b) 本部品が意図される機能及び用途に適合し、安全であること。

28. 第28条の一般性を損なうことなく、受注者は、本部品にアスベスト及び放射性物質（コバルト60を含むがこれに限定されない）による汚染がないことを保証する。

29. 受注者は、本契約又は準拠法に基づき発注者が利用できる他の救済措置を妨げることなく、本サービスを直ちに再履行し、及び／又は瑕疵が発見されたすべての本部品をその引渡しから24ヶ月以内（「保証期間」）に（発注者の選択により）修理又は交換するものとする。

30. 修理は、本部品が設置されている場所で実施するものとする。但し、受注者が発注者との合意のもと、瑕疵のある本部品（又はその一部）を修理又は交換するために受注者のもとへ返送することが適切であると判断した場合は、この限りでない。いかなる本部品も、修理又は交換のために返送する場合、受注者のリスク及び費用負担とし、分解、設置及び必要な輸送に要する費用を含むものとする。これらの事項に関して、発注者は受注者の指示に従うものとする。

31. GCSに定めるこれらの権利及び救済措置は、保証期間後に発生した不適合の本部品に関する発注者の権利並びに発注者が法律上又は衡平法上利用できるその他の権利及び救済措置を損なうものではない。

保険

32. 当事者間で別段の合意がない限り、受注者は、請求1回当たりの限度額を100万ユーロ（又は他の通貨による同等額）以上とする製造物賠償責任保険及び一般賠償責任保険に加入し、かつこれを維持するものとする。また受注者は、発注者の要請により、保険引受証の写しを提供するものとする。上記の義務は、受注者を本契約に基づく発注者に対するいかなる責任から免除するものではない。また、本契約に定める保険契約の解約又は重要な変更について、受注者は少なくとも30日前までに書面により発注者に通知するものとする。

責任

33. 受注者は、発注者及びその関連会社のいずれかが被ったすべての請求、訴訟、債務、費用、損失、経費及び損害（直接的か又は間接的かを問わない。）のうち、次のいずれかの事項に該当するものについて、かかる者を防御し、かかる者に損害が及ばないようにし、かかる者を補償することに同意する。

(a) 死亡又は人身傷害

(b) 受注者、その関連会社若しくは受注者が責任を負うその他の者の責に帰すべき不作為から生じた財産に対する損害又は本部品の瑕疵

34. 両当事者間で合意されたその他すべての救済手段に加え、受注者は、本契約に基づく受注者の保証又は義務の不遵守に関連するあらゆる請求、損失又は損害から生じる一切の費用、手数料、経費、違約金、損害（直接的か又は間接的かを問わない。）及びその他すべての債務及び義務につき、発注者及びその関連会社に損害を及ぼさないことに同意する。

技術文書、工具等

35. 発注者により又は発注者に代わって受注者に提出された注文書又はその一部に関する文書及び資料並びに当該文書及び資料に含まれる又は当該文書及び資料に関連する知的財産権に対する権利及び権原は、専ら発注者に帰属し、本契約における秘密保持義務に服し、かつ、発注者の要請があった場合は発注者に返却されるものとする。受注者は、本契約を履行するためにのみ当該文書及び資料並びに関連する知的財産権を使用することができるものとする。

36. 発注者又はその関連会社が、本契約の履行のために受注者により使用される工具、鋳型、計測装置、梱包材又はその他類似の機器（「**工具等**」）を受注者に提供するか又は工具等の代金を受注者に支払った場合には、かかる工具等は、発注者若しくはその関連会社の財産であり、又は発注者若しくはその関連会社に引き続き帰属するものとする。受注者は、専ら本契約を履行するために当該工具等及び当該工具等に関係する知的財産権を使用することができるものとする。すなわち、受注者は、自己又は他者の責任で工具等を使用することはできない。発注者は、発注者が必要と認めた場合には工具等の回収及び撤去を行うことができるものとし、又は、受注者は、発注者の要請がある場合には、工具等をDDP（関税込み持込渡し）条件で発注者の製造現場若しくは本契約に指定されて

Classified by Alfa Laval as: Business

いるときはその他の地点に直ちに返却するものとする。いかなる場合であっても、受注者は、かかる工具等を保持することはできないものとする。

37. 受注者は、発注者が行う指図に基づき、工具等の保管、整備及び工具等への付保を行うものとする。受注者は、発注者の所有権が明らかになるように工具等に印を付すものとする。受注者が工具等を修理し又は変更する場合には、両当事者間において事前に書面により合意しなければならない。工具等の修理、変更又は交換が必要となった場合、受注者は、発注者に通知し、発注者は、受注者の費用負担で、当該修理、変更又は交換を行うか否か及びその方法を決定する。

38. 発注者が書面により承認しない限り、受注者は、発注者のために開発され及び／又は発注者の所有する工具等を、発注者又はその関連会社以外のいかなる他社にも売却してはならない。

監査

39. 発注者又はその指名を受けた者は、受注者及びその業務委託先による本契約の遵守を確保するために監査を実施することができる。かかる監査は、発注者が必要と認める場合、いつでも実施することができる。監査は、少なくとも10営業日前の事前の通知を要する。受注者は、受注者による本契約の遵守について判断するために必要なすべての情報を発注者又はその指名を受けた者に提供する義務を負うものとする。

法令等の遵守

40. 受注者は、アルファ・ラバルのBusiness Principles（随時の改訂を含む。アルファ・ラバル・グループのウェブサイト（www.alfalaval.com/forsuppliers）で閲覧可能である。）を遵守するものとする。

41. 受注者は、本サービスの履行及び本部品の供給において、以下の各事項に関連するがこれらに限られない、適用のあるすべての法令及び規制を遵守するものとする。

(i) 贈収賄防止及び腐敗行為防止（次のものを含むが、これらに限られない。）：(A) 履行地を問わず、2010年英国贈収賄防止法及び1977年米国連邦海外腐敗行為防止法（合衆国法典第15編第78dd-1条以下）（「FCPA」）、並びに(B) 経済協力開発機構の国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約及び腐敗の防止に関する国際連合条約を受注者の国又は本契約の履行が行われる国において実施するための法令

(ii) 化学品の登録、評価、認可及び制限（REACH）に関するEC規則1907/2006を含む、本部品の供給（本部品の梱包材又はその生産に関するもの）に適用される、物質に対する規制、及び紛争鉱物も対象とする（随時の改訂を含む。www.alfalaval.com/forsuppliersで閲覧可能である。）

(iii) ISO 140001:2004（環境マネジメントシステム）及びISO 9001:2008（品質マネジメントシステム）又は発注者が承認する同等の基準

42. 受注者は、本部品の輸出、再輸出及び輸入のために必要とされる許可を取得し、維持する責任を負う。受注者は、また、本部品の輸出入又は再輸出のために法令若しくは規制が要求する又はその他発注者が合理的に要請する書類（製品の原産地証明書、特恵原産地証明書及び輸出品目分類を含む。）について発注者に通知し、これらを発行する。

43. 受注者は、適用される法律、規則及び規制、並びに／又は、発注者の基準及び規範、並びに／又は該当する業界に適用される基準及び規範（本契約に定める基準及び規範を含むが、これらに限られない。）の違反又は違反の疑いについて速やかに発注者に開示するものとする。かかる違反又は違反の疑いは、本契約の即時解除の原因となる重大な違反とみなす（但し、本契約又はコモンロー上行使可能なさらなる権利及び救済手段を妨げない。）。

業務委託先

44. 受注者は、発注者の書面による承諾を得ることなく、いかなる業務委託先も採用してはならない。受注者は、本契約（Alfa Laval Business Principlesを含む。）の規定がかかる方法で承認された業務委託先に適用される限り、かかる業務委託先が当該規定を遵守し、かつ、当該規定により拘束されることを保証するものとする。請負契約は、発注者を拘束せず、発注者を拘束することを意図しないものとする。

45. 業務委託先の採用は、本契約に基づく受注者の責任を制限しないものとし、受注者は、自らの義務と同様に、各業務委託先の義務について引き続き一切の責任を負うものとする。

不可抗力

46. 不可抗力事由が発生した場合、かかる事由により影響を受ける当事者の契約上の義務は、不可抗力事由により遅延している期間中、停止される。

47. 不可抗力事由を主張する当事者は、速やかに他方当事者に通知し、その後10日以内にかかる不可抗力事由が発生した証拠及び予想される継続期間を提示する。

48. 両当事者は、不可抗力事由が発生した場合には、公平な解決策を見出すために直ちに協議し、その影響を最小化するためにあらゆる合理的な努力を尽くす。両当事者にとって受入可能な解決策のないまま不可抗力事由の影響が30日間継続する場合には、不可抗力事由の影響を受けていない側の当事者は、注文書又は本契約を即時解除することができる。

秘密保持

49. 受注者は、秘密情報の秘密を厳に保持するものとし、発注者の事前の書面による同意なく秘密情報を第三者に開示してはならず、また、本契約を履行するために秘密情報にアクセスする必要のある従業員のみに秘密情報へのアクセスを認めるものとする。受注者は、本契約を履行するためにのみ秘密情報を利用するものとする。受注者は、秘密情報について、自らの最も機密な情報の場合と同程度の注意を払うものとする。

解除

50. 以下のいずれかの場合には、発注者は、書面により受注者に通知した上で、直ちに本契約及び注文書又はそのいずれかを解除することができる（但し、本契約又は法令上行使可能なその他の権利及び救済手段を妨げない。）。

(i) 受注者が清算の決議を採択するか裁判所が受注者の清算を命じた場合、債権者のために破産管財人、清算人、財産保全管理人若しくは管財人が選任された場合、又は裁判所若しくは債権者が清算命令を発することができる状況が生じた場合

(ii) 受注者が本契約の重大な違反を犯した場合において、当該違反について記載した解除通知書の受領後30日以内に当該違反を（是正可能であるにもかかわらず）是正しなかったとき（本第50条(ii)の適用において、受注者が本契約の規定に基づいて行った保証に違反したときは、重大な違反とみなす。）

(iii) 受注者の所有又は支配の直接又は間接の重大な変更があった場合（かかる所有又は支配の変更が重大か否かは、発注者の判断するところによる。）

51. 秘密保持義務は、GCS及び／又はいかなる本契約の終了後も効力を有するものとする。

その他

52. 本契約の修正又は変更は、書面により行われ、かつ、両当事者の代表者が署名しない限り無効とし、両当事者を拘束しないものとする。

53. いずれの当事者も、他方当事者の事前の書面による同意を得

Classified by Alfa Laval as: Business

ることなく、本契約又は本契約に基づく権利義務を譲渡することはできない。

54. 発注者が本契約に起因し又は関連して生ずる権利を行使しなくとも、発注者による当該権利の放棄を意味しないものとする。

55. 発注者及び受注者は、独立契約当事者であり、独立契約当事者であり続け、本契約は、両当事者間において、代理、代表、媒介、組合又は共同事業等の関係を生じさせるものではない。

56. 本契約における両当事者は、本契約のいかなる条件も、本契約の当事者ではない他者がその履行を強制できるものとして意図していない。但し、発注者の関連会社の一つ以上が本契約の発注者として指名されているものとみなされ、本契約の任意の条件を強制することができる場合は、この限りでない。

57. 本契約が英語及びその他の言語の両方により締結された場合には、英語版が優先するものとする。

58. 本契約（このGCSを含む。）の規定はすべて分離可能であり、本契約のいずれかの規定又は部分が無効又は強制執行不能とみなされた場合には、両当事者の当初の意図に最も近い適法な解釈を反映するように当該規定を解釈するものとし、残りの規定は、引き続き有効かつ強制執行可能とする。

準拠法及び紛争解決

59. 明示的に別途合意される場合を除き、本契約は、発注者の住所地の法律（かかる法律に規定される抵触法条項を除く。）に準拠するものとする。国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG）は、適用されないものとする。

60. 本契約に関連する紛争はすべて、国際商業会議所の仲裁規則に従い、当該規則に基づき選任される3名の仲裁人により最終的に解決されるものとする。仲裁地は発注者の住所地とし、仲裁手続では英語が用いられるものとする。

Classified by Alfa Laval as: Business